



H18.1.22  
太鼓の演奏をする博愛保育園(八代)の園児  
※関連記事2ページ

# ふえふき

2006 **3** No.18

## CONTENTS

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| シリーズ笛吹市探訪 ……4   | 教育委員会のお知らせ ……20  |
| 笛吹市環境ニュース ……6   | 図書館インフォメーション 22  |
| 障害者自立支援法が施行…10  | 笛吹警察署生活安全ニュース 24 |
| 乳幼児医療費助成制度 ……16 | VF甲府を応援しよう……28   |

# FUEFUKI TOPICS ふえふきトピックス

## 110番教室を開催 石和第一保育所

1月10日、石和第一保育所で110番教室が開催されました。この日は笛吹警察署員が、知らない人に声を掛けられたときの対応法や110番通報の仕方などを園児に指導しました。



不審者にふんした署員に声を掛けられ「助けてー」と大声で叫ぶ園児

## スポーツ少年団員が プロ野球選手の技術を学ぶ

1月8日、春日居スポーツ広場でプロ野球選手による少年野球教室が開催されました。この教室は笛吹市内で自主トレーニングを行っていたプロ野球選手、福岡ソフトバンクの井出選手（吉田高校出身）をはじめ日本ハムの金子・高橋・関根、元日本ハムの岩元、阪神の中村の6選手が市内のスポーツ少年団員に野球技術の指導を行いました。



バッティングの指導を行う高橋選手

## 美しい歌声を披露 雨宮知子新春童謡コンサート

1月9日、笛吹市スコレーセンターで、一宮町出身の童謡歌手・雨宮知子さんの新春童謡コンサートが開催されました。子どもから高齢者まで約400人が来場。「月の砂漠」「しゃぼん玉」「七つの子」などのお馴染みの曲が披露され、会場は美しい歌声に包まれました。



童謡を歌う雨宮知子さん

## 勇壮な和太鼓演奏 笛吹市太鼓フェスティバル

1月22日、いちのみや桃の里ふれあい文化館で笛吹市太鼓フェスティバルが開催されました。御坂町出身のプロ太鼓奏者の前田タクヤさんや市内の和太鼓団体など8組が参加し、迫力ある和太鼓演奏を披露しました。力強く幻想的な演奏に集まった約300人の観客から大きな拍手が起こりました。



和太鼓演奏を披露する園芸高校すいれき太鼓部

## 笛吹川河川敷内樹木の伐採

1月21日、笛吹市、笛吹市連合区長会、水防団（消防団）、建設協力会などによる笛吹川河川敷内の雑木伐採作業が行われました。

集中豪雨などで増水した時に流れ、下流の堤防・橋梁等の施設に悪影響を及ぼすことを防ぐために実施されたもので、今後も河川沿いに住む市民の不安解消のために、定期的に伐採する予定です。

また、作業に先立ち環境アドバイザーによるカヤネズミの生息調査、野鳥の会によるカワセミなどの繁殖調査も行われました。



なたやチェーンソーで雑木を伐採

## 文化財防火訓練を実施

笛吹市消防団では、1月26日の文化財防火デーに合わせ、1月29日に文化財防火訓練を行いました。

一宮分団が小城天神社（一宮町小城）、春日居分団が甲斐奈神社（春日居町国府）において、文化財から火災が発生したとの想定で消火訓練を開始。素早い対処で日ごろの訓練ぶりを披露しました。

昭和24年1月26日、法隆寺金堂の火災により貴重な壁画が焼失したことから、その日を文化財防火デーとし、文化財を火災から守ろうと各地で防火訓練が実施されています。



機敏な操作で放水する消防団員(小城天神社)

## 子供週末塾・どんど焼きだんご作り教室

1月14日御坂農村センターにおいて「子供週末塾・どんど焼きだんご作り教室」が行われました。

栄養士・食生活改善推進員の指導のもと25名の小学生が参加し、それぞれに個性豊かな団子を作りました。その後郷土料理のほうとうを食べながら、食生活改善推進員のみなさんと地域の伝統行事についてや食事の大切さについてなどいろいろな話をし、とても有意義な時間を過ごしました。みんな自分の作った団子を持ってどんど焼きに行くのを楽しみにしていました。



楽しそうに団子をつくる小学生

シリーズ 第12回

# 笛吹市探訪

## 笛吹市の地名

「笛吹」：ふだんあまり疑問も持たず何気なく使っている地名ですが、一度考え出したらナゾが多くて面白く、「奥が深い！」と思わず唸ってしまうほどの魅力に満ちています。

地名は自然的なものと文化的なものに大きく分けられ、前者は地形、地質、動植物の生息・分布に係わり、後者は人間の活動(土地開発、産業、交通、姓名など)に係わっています。昔の人々がとらえた各地域の自然環境、歴史、社会が反映されていることも多いのです。

地名への関心は古く、『古事記』、『日本書紀』、『風土記』にもその起源について興味深い解説が見られるようです。

ただ注意すべきは表記される地名の漢字に惑わされないこと、時代の変化に応じて変わらうることです。誤字や転記、改名も少なくありません。さらに日本語の基盤になったアイヌ語に由来するものや中国・朝鮮半島を経由してもたらされた西アジア起源のものもかなりあるらしいのです。アフリカや西アジアで便利な容器として使われていたヒョウタンが6000

年前の縄文時代の遺跡から出土していますから、言葉が「輸入」されてきたとしても不思議ではありません。

さて笛吹市内にも興味深い地名がたくさんあります。自然環境を端的に表す文字に山、谷、川、河、原などが多く、それらに位置や角度を付して作られますが、詳細、具体例は別の稿で紹介したいと思います。

地名には二文字のものが沢山あり、これは奈良時代に命令が出たためのもので、その時良い文字を当てて強引に変更したのもありました。

最近では1962年、住居表示に関する法律が施行され、簡略優先、歴史無視という批判が住民から多く出されました。

さて「笛吹市」ですが、旧町村の枠を超えて、市民や行政が協力して幸福に満ちた「地」にして行けるか・・・住民や来訪者に「住んで良かった」、「来て良かった」と言われる地となり、笛吹市の名を全国的に高めたいものです。

笛吹市教育委員会 社会教育課



竜塚古墳：竜のような落雷にしばしば見舞われたのか？



八田家書院：八田は治田？ 治には開墾するという意味がある

父の死をきっかけに書きはじめた小説「銀杏散りやまず」を

雑誌「新潮」に連載中、辻邦生は運命的ともいえる資料と出会います。春日居町国府に代々医家として伝わる辻家の文書です。

459点に及ぶこの「辻家文書」に出会うまでのいきさつは、「家のなかを流れる川」(単行本では「ある古文書との出会い」と改題・改編)と題し、小説にほぼそのままのかたちで再現されています。

「銀杏散りやまず」を読むと、たくさん辻家文書のなかにあって、作者の目をひいたのは「春秋」「東都日記」と題された日記帖だということになります。「春秋」「煙霞山村図」「十字亭夜話」「東

都日記」の裏面」と四章も話題にしています。

「春秋」は、初代辻保順守瓶によつて書きはじめられました。

医師として天然痘などの治療にあたる様子や歌会の記録などさまざまな日常が記されていますが、守瓶が父の死に遭ったことも書かれています。この記事を読み、辻邦生は次のように作品のなかに記しました。「私は文学者として父の死を見ていたが、辻守瓶はやはり医者としての眼が悲しみをこめて父の死を追っている。・・・守瓶の父の笑顔に

ついでに記述は私の父を思わせ胸が痛む。父の笑顔は実にやさしかったと改めて思い出すの

である」と亡父を思いながら、古の人々の生きたさまを読み進めていったのです。

また、「銀杏散りやまず」連載中の1983(昭和58)年7月1日、「山梨日日新聞」に辻邦生は「故郷の山 故郷の川」という文章を寄せています。辻家文書との出会いについては、「それが読めるようになってみると、私と故郷との関係は、想像していた以上にはるかに濃く、自分も実は勝手に生きる風来坊ではなく、深い故郷の土に結びつけられた存在であることがますますはっきりしてきた」と述べています。

古文書が辻邦生と今に生きる山梨の人びととを結びつけたの

です。

山梨県立文学館では、常設展で辻邦生を紹介しています。辻邦生の署名本なども所蔵しています。

### 辻邦生と山梨

### 故郷へのまなざし②

# 辻邦生と山梨



山梨県立図書館で開かれた「辻家文書展」に訪れた辻邦生夫妻。1983年11月26日。辻家文書は同年6月9日に山梨県立図書館に寄託され、現在は山梨県立博物館にて収蔵。

撮影 五味正弘

平成18年度 狂犬病予防注射日程

| 実施月日       | 実施場所                | 実施時間          |
|------------|---------------------|---------------|
| 4月 4日(火)   | 川中島公民館              | 9:00 ~ 10:30  |
|            | 八田公民館               | 10:50 ~ 11:40 |
|            | 小林公園                | 13:00 ~ 14:00 |
|            | 窪中島公民館              | 14:20 ~ 15:10 |
| 4月 5日(水)   | 日の出出荷所              | 9:30 ~ 10:20  |
|            | 四日市場出荷所             | 10:40 ~ 11:40 |
|            | 広瀬公民館               | 13:00 ~ 14:00 |
| 4月 6日(木)   | 唐柏集落センター            | 14:20 ~ 15:20 |
|            | 笛吹農協富士見支所東部共選所(小石和) | 9:30 ~ 10:30  |
|            | 笛吹農協富士見支所南部共選所(井戸)  | 10:50 ~ 11:40 |
| 4月 7日(金)   | 東高橋集落センター           | 13:00 ~ 13:50 |
|            | 河内公民館               | 14:10 ~ 15:10 |
| 4月 7日(金)   | 笛吹農協石和支所第3共選所(中川)   | 9:30 ~ 10:30  |
|            | 山岸公民館               | 11:00 ~ 11:50 |
| 4月10日(月)   | 新上宿公民館              | 9:00 ~ 9:20   |
|            | 戸倉公民館               | 9:30 ~ 9:50   |
|            | 十郎出荷所               | 10:00 ~ 10:20 |
|            | 立沢公民館               | 10:30 ~ 10:40 |
|            | 林業センター              | 10:50 ~ 11:10 |
|            | 梶原公知宅前              | 11:20 ~ 11:40 |
|            | 坂野公民館               | 13:10 ~ 13:30 |
|            | 道駒公民館               | 13:40 ~ 14:00 |
|            | 若宮公民館               | 14:10 ~ 14:40 |
|            | 八反田公民館              | 14:50 ~ 15:10 |
|            | 下黒駒公民館              | 15:20 ~ 15:50 |
|            | 4月11日(火)            | 成田公民館         |
| 下成田公民館     |                     | 10:10 ~ 10:30 |
| 下井之上集落センター |                     | 10:40 ~ 11:10 |
| 二之宮公民館     |                     | 11:20 ~ 12:10 |
| 金川原公民館     |                     | 13:30 ~ 14:20 |
| 井之上公民館     |                     | 14:30 ~ 15:10 |
| 4月12日(水)   | 夏目原公民館              | 15:20 ~ 16:00 |
|            | 南コミュニティセンター         | 9:00 ~ 9:20   |
|            | 室部公民館               | 9:30 ~ 9:50   |
|            | 神有公民館               | 10:00 ~ 10:20 |
|            | 大野寺公民館              | 10:30 ~ 10:50 |
|            | 二階公民館               | 11:00 ~ 11:20 |
|            | 尾山公民館               | 11:30 ~ 12:00 |
|            | 下野原公民館              | 13:20 ~ 14:00 |
|            | 蕎麦塚公民館              | 14:10 ~ 14:30 |
|            | 旧八千蔵公民館             | 14:40 ~ 15:00 |
| 栗合公民館      | 15:10 ~ 15:50       |               |

| 実施月日     | 実施場所           | 実施時間          |
|----------|----------------|---------------|
| 4月13日(木) | 桑戸中央共選所前       | 9:10 ~ 10:20  |
|          | 別田チビッコ広場       | 10:30 ~ 12:00 |
|          | 国府公民館前         | 13:10 ~ 14:20 |
|          | 春日居スポーツ広場駐車場   | 14:40 ~ 15:30 |
| 4月18日(火) | 奈良原集落センター      | 9:00 ~ 9:30   |
|          | 門林公民館          | 9:45 ~ 10:10  |
|          | 下の川公民館         | 10:20 ~ 10:45 |
|          | 岡集落センター        | 11:00 ~ 11:45 |
|          | 高家集落センター       | 13:15 ~ 14:00 |
|          | 御崎林コミュニティセンター  | 14:15 ~ 14:45 |
| 4月19日(水) | 北公民館           | 15:00 ~ 16:00 |
|          | 米倉集落センター       | 9:00 ~ 9:45   |
|          | 永井集落センター       | 10:00 ~ 10:45 |
| 4月20日(木) | 増田菅農センター       | 11:00 ~ 11:45 |
|          | 新浜集落センター       | 13:15 ~ 13:45 |
|          | 八代支所駐車場        | 14:00 ~ 15:30 |
|          | 大黒坂集荷所         | 9:30 ~ 10:00  |
|          | 小黒坂集荷所         | 10:15 ~ 11:00 |
|          | 小山公民館          | 11:15 ~ 11:45 |
| 4月21日(金) | 前間田コミュニティセンター  | 13:30 ~ 14:00 |
|          | 石橋農産物加工センター    | 14:15 ~ 15:00 |
|          | 三柵公民館          | 15:15 ~ 15:45 |
|          | 大坪(新)公民館       | 16:00 ~ 16:30 |
|          | 大窪公民館          | 9:30 ~ 10:00  |
|          | 藤壘チビッコ広場(旧集荷所) | 10:15 ~ 11:00 |
| 4月24日(月) | 原公民館           | 11:15 ~ 11:45 |
|          | 上寺尾公民館         | 13:30 ~ 14:00 |
|          | 中寺尾公民館         | 14:15 ~ 14:45 |
|          | 間門(新)公民館       | 15:00 ~ 15:30 |
|          | 田中公民館          | 9:30 ~ 10:30  |
|          | 竹原田公民館         | 10:45 ~ 11:30 |
| 4月25日(火) | 甲斐奈神社          | 13:00 ~ 15:00 |
|          | 市之蔵果実組合        | 9:30 ~ 10:30  |
|          | 塩田果実組合         | 10:45 ~ 11:30 |
|          | 笛吹農協一宮第六統合共選所  | 13:00 ~ 14:00 |
| 4月26日(水) | ①果実組合          | 14:15 ~ 15:00 |
|          | 末木果実組合         | 9:30 ~ 11:30  |
|          | 笛吹農協一宮第三統合共選所  | 13:00 ~ 15:00 |

以上の日程で都合のつかない方は、5月に予備日を予定しております。

問合せ先 市民環境部 環境対策課  
055-261-2044

登録済の犬は、飼育者に通知が郵送されますので、必ずハガキを最寄りの会場までお持ちください。

笛吹市環境ニュース No.9

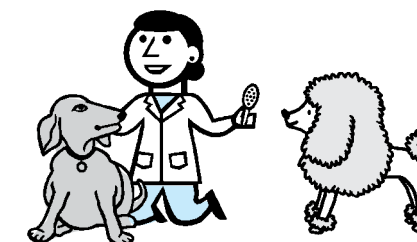
狂犬病予防注射の日程と犬の登録についてのお知らせ

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、毎年1回の予防注射を受けることが義務づけられています。平成18年度狂犬病予防注射と登録事務を次のページの日程で実施いたしますので、犬を飼っている方は最寄の会場で犬に注射を受けさせてください。お住まいの地区に関係なくどこの会場でも注射は受けられます。次ページの日程以外での訪問などによる注射は、注射料金が割増になる場合がありますので、ご注意ください。また、すでに犬が死亡して届出がされていない方は、環境対策課かお近くの支所まで届出してください。

- ・生後91日以上の犬に接種義務があります。
- ・室内犬だから接種しなくても良いという決まりはありません。
- ・犬の登録は生涯1回です。登録済の犬は登録料がかかりません。
- ・注射場所では混雑が予想されますので、釣銭のないように細かいお金をご用意ください。

狂犬病とは?

人間にも感染する病気ということを知っていますか?  
犬や動物だけの病気ではなく、人を含めたすべての哺乳類が感染する病気です。  
この病気は症状があらわれてしまうと有効な治療方法がなく、ほぼ100%死亡します。日本では現在発生はありませんが、海外では年間3~5万人が命を落としています。  
狂犬病を日本に広めないために、犬の狂犬病予防注射を接種しましょう。



料金表

|           | 実施場所で行った場合 |        | 訪問してもらった場合 |        |
|-----------|------------|--------|------------|--------|
|           | 登録済犬       | 新規登録犬  | 登録済犬       | 新規登録犬  |
| 予防注射料金    | 2,850円     | 2,850円 | 4,050円     | 4,050円 |
| 注射済票交付手数料 | 550円       | 550円   | 550円       | 550円   |
| 登録手数料     | —          | 3,000円 | —          | 3,000円 |
| 合計        | 3,400円     | 6,400円 | 4,600円     | 7,600円 |

可燃ごみは透明又は半透明袋でも搬出可能です(春日居町は、現状のとおり)

市指定の統一ごみ袋に移行するための第一段階として、春日居町を除く5町(石和町、一宮町、御坂町、八代町、境川町)は、平成18年1月から、可燃ごみを透明又は半透明の袋で搬出できるようになりました。もちろん、今まで使っていたごみ袋も使用できます。レジ袋でも搬出できますが、必ず透明又は半透明の袋を使用してください。

春日居町については、可燃ごみは現状のとおり指定袋を使用してください。

4月から春日居町で「その他プラスチックの回収・資源物回収奨励金制度」を開始します!

4月から春日居町では、その他プラスチックの回収及び資源物回収奨励金制度を開始することになりました。これにより、笛吹市すべての地区で行われることになります。一層のリサイクルの推進にご協力をお願いします。

詳しくは、春日居支所又は環境対策課へお問い合わせください。

問合せ先 市民環境部 環境対策課 055-261-2044 八代支所 住民課 055-265-2111  
御坂支所 住民課 055-262-2271 境川支所 住民課 055-266-2111  
一宮支所 住民課 0553-47-1111 春日居支所 住民課 0553-26-3111  
やってみるじゃん・ごみ減量53(笛吹市はごみの減量53%をめざしています)

| サービス名             | 内 容  | 注意事項・介護サービスとの相違点  |
|-------------------|--|---|
| 介護予防福祉用具貸与        | 手すり、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖を借りられます。                                | 車いす、特殊寝台、徘徊感知機器、じよくそう予防用具、体位変換器、移動用リフトを借りることができるのは要介護2以上の人だけとなりました。（平成18年4月から半年間の経過措置があります） |
| 介護予防住宅改修          | 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合、20万円を費用の上限として、9割分を償還給付します。                 | 工事中工前の事前審査が必要となりました。（要介護1～5の人についても同様）   |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 2 | 有料老人ホームや養護老人ホームで行われる入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をいたします。      | 定員30人以上。養護老人ホームでは、外部からのサービスを受ける仕組みも事業者は選択できます。（要介護1～5の人についても同様）                             |
| 介護予防特定福祉用具販売 2    | 年間10万円を費用の上限として、9割分を償還給付します。入浴・排せつなど貸与になじまないもの（腰掛便座、特殊尿器、簡易浴槽）が対象です。 | 県から指定を受けた事業所からの購入のみ使えるようになります。  |
| 介護予防支援 2          | 予防給付を受ける場合にケアプランを作成します。  | 利用者負担はありません。  |

1 集団的に行なわれるレクリエーション、創作活動などの機能訓練 2 小規模多機能型居宅介護との併用ができないサービス

### 3. 地域密着型サービスの内容

地域密着型サービスは原則として所在する市町村の被保険者だけが使えます。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 夜間対応型訪問介護 2               | 要介護3以上の人への夜間の緊急訪問と定期訪問を行います。（国では人口20～30万人に1カ所、1事業所あたり300～400名程度を想定）                       |
| 認知症対応型通所介護（予防給付もあります） 2   | 軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、通所による認知症予防ケアを提供します。   |
| 小規模多機能型居宅介護（予防給付もあります）    | なじみの人間関係の中でサービスが完結するよう「通い（15名程度）」「短期の泊まり（「通所の5名まで）」「訪問」の機能を提供します。                         |
| 認知症対応型共同生活介護（予防給付もあります） 2 | 軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、スタッフによるケアを受けながら共同で生活します。  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 2        | 有料老人ホームなどの特定施設で入居定員29名以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けます。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2    | 入居定員が29名以下の特別養護老人ホームに入居している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けます。               |

問合せ先 保健福祉部 介護保険課 055-261-1903

総務部 税務課

## 所得税・市県民税の申告をお忘れなく 申告期限 3月15日（水）

もう申告はお済でしょうか。  
申告期限間近になりますと、窓口が大変混雑いたします。申告は早めに済ませましょう。  
詳しくは、「広報ふえふき2月号」をご覧ください。

#### 申告場所

笛吹市役所本庁・各支所（御坂・一宮・八代・境川・春日居）

#### 申告に必要なもの

- (1) 申告書（税務署または市役所から送付されていない人には税務課窓口および申告会場に用意してあります）
- (2) 印 鑑
- (3) 源泉徴収票（給与所得者・年金受給者など）
- (4) 収支内訳書または収支決算書（営業等・農業・不動産所得者）
- (5) 控除関係書類（医療費の領収書、生命・損害保険料、国民年金保険料等の控除証明書など）

#### 問合せ先

総務部税務課 055-262-4111(内線134～137) 山梨税務署個人課税部門 0553-22-1411(代)

保健福祉部 介護保険課

## 介護保険予防給付の内容

今回の介護保険制度見直しにより予防給付を重視することとなりました。平成18年4月からの制度内容です。

### 1. 「予防給付」と「地域密着型サービス」の新設

要介護状態の軽減や悪化の防止を図るための「予防給付」と、住み慣れた地域での生活を支えるための「地域密着型サービス」が新設されます。

### 2. 予防給付の内容

「要介護1～5」の人は「介護サービス」、「要支援1～2」の人は「予防給付」が受けられます。予防給付は介護サービスと基本的には同じ内容ですが、具体的には、従来のサービス内容や提供方法を見直したり、新たなサービスやメニューを追加したものととなります。

| サービス名    | 内 容              | 注意事項・介護サービスとの相違点   |  |
|----------|------------------|--|--|
| 訪問サービス   | 介護予防訪問介護 2       | ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。                | 予防給付では身体介助・生活援助の区分がなくなります。また、介護タクシーなど「通院等乗降介助」は使えません。  |
|          | 介護予防訪問入浴介護 2     | 居宅に浴槽がなかったり、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合、事業者が浴槽を持参して入浴を介助します。    |  |
|          | 介護予防訪問看護         | 疾患等を抱えている人について、看護師が訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。                  |  |
|          | 介護予防訪問リハ         | 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士などが訪問し、短期集中的なリハビリを行います。 |  |
|          | 介護予防居宅療養管理指導     | 医師、歯科医師、管理栄養士などが居宅を訪問し、診療や療養上の管理・指導を行います。                  |  |
| 通所サービス   | 介護予防通所介護 2       | デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供とその介護、生活機能の向上を目的としたサービスを受けます。      | 予防給付では全員に提供される共通のサービス（食事の提供、排泄や入浴など）と選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ <sup>1</sup> ）を組み合わせ利用できます。 |
|          | 介護予防通所リハ（デイケア） 2 | 通所リハビリテーション施設に通って、理学療法士や作業療法士から生活機能の向上を目的としたリハビリを受けます。     |  |
| 短期入所サービス | 介護予防短期入所生活介護 2   | 特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。           |  |
|          | 介護予防短期入所療養介護 2   | 介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。           |  |

更生医療・育成医療・精神通院医療



自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療では、それぞれ負担の割合や計算の仕方が違いました。これが一本化され「自立支援医療」となり、指定の医療機関でお持ちの障害に対する医療を受けた場合、ほとんどの障害の人は、窓口で医療費の1割が原則、自己負担となります。

ただし、医療の種類や収入・所得に応じて、一部は上限が決められ、「重度かつ継続して医療を受ける必要のある方」や低所得世帯では軽減されます。

\* 収入・所得ごとの医療費の負担上限

| 区分     | 対象となる世帯(同じ医療保険に加入している家族を世帯とする)   | 上限額(月額)                           |
|--------|--|-----------------------------------|
| 生活保護   | 生活保護世帯   | 0円 自己負担なし                         |
| 低所得1   | 市民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下   | 2,500円                            |
| 低所得2   | 市民税非課税世帯で「低所得1」以外  | 5,000円                            |
| 中間的な所得 | 市民税課税世帯で税額(市民税所得割)が20万円未満<br>18歳未満(旧育成医療)の方は経過措置があり、<br>上限は別に設定されています。 | 医療費の1割<br>ただし、医療保険の自己負担限度額は超えません。 |
| 一定所得以上 | 市民税課税世帯で税額(市民税所得割)が20万円以上  | 自立支援医療支給対象外                       |

重度かつ継続して医療を受けている人の特例  
腎臓・免疫機能障害等で透析、治療中の人や、精神における統合失調症・躁うつ・てんかんなどの人は、「重度かつ継続」して医療を受ける必要がある為、上限額は別に定められます。  
市民税課税額2万円未満(均等割のみの世帯含む)...5,000円  
市民税課税額2万円以上20万円未満.....10,000円  
一定所得以上に該当の方.....20,000円  
(すべて月額です)

注1: 支給を受けるには市・県への申請が必要です。なお、都道府県が指定した自立支援医療機関での医療のみ対象です。  
注2: 入院時の食事療養費は原則自己負担となり、給付対象となりません。  
注3: 受給者は、医療機関窓口を受給者証および上限管理表を必ず提示し、自己負担金を払ったときは記載を受けなければなりません。  
注4: 国民健康保険に加入している同一世帯内で、税制上障害者本人、および障害者を扶養している人と扶養関係がない人は、特例で世帯から分ける事ができます。ご相談ください。

その他のサービスは?

\* 補装具の給付 は、平成18年10月から新制度の適用となります。(原則として補装具の金額の1割を負担)また、上記サービス同様、収入・所得により上限が設定されます。

\* 地域生活支援事業 として、障害者が地域で生活しやすくするようさまざまな事業を行っていきますが、現時点ではまだはっきりしたことが発表できません。決定次第、広報などでお知らせいたします。

問合せ先 保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当 TEL 055-262-1271  
FAX 055-262-1272

保健福祉部 福祉総務課

4月1日から障害者自立支援法が施行されます

これまで障害者は3つの種類に分けられ、その種別や年齢によって受けられる福祉サービスの内容などが決められてきました。平成18年4月1日から段階的に施行される自立支援法により、どの障害の人も共通の福祉が受けられるようになります。また、基本的に福祉サービスを受ける量・金額により利用料が決定されます。

自立支援法の考え方

- ・障害の種類によらない共通のサービス
- ・地域で自立した生活をサポート
- ・サービス費用をみんなで支える(応益負担:原則として費用の1割を負担)
- ・働きたい人への支援
- ・身近な地域でサービスを利用

サービスはどう変わるのでしょうか?



各障害者の壁を出来るだけ無くして、障害者が共通のサービスを受けられるように、また、自己の負担も受けたサービス・医療に応じて、平等に負担するようになっていきます。

障害者支援費



障害福祉サービス

に変わります

\* 障害福祉サービス

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 介護給付        | 生活上または療養上の必要な介護を行います。 |
| ・居宅介護       | ・重度訪問介護               |
| ・行動援護       | ・短期入所                 |
| ・児童デイサービス   | ・施設入所支援               |
| ・重度障害者等包括支援 |                       |

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 訓練等給付   | リハビリテーションや、就労につながる支援を行います。 |
| ・自立訓練   | ・就労移行支援                    |
| ・就労継続支援 | ・グループホーム                   |

\* サービスを利用したときにかかる費用

原則1割を負担していただきます。(ただし、所得に応じて負担上限が決められています)  
同一世帯に障害福祉サービスを利用する人がいる場合や個別の減免、社会福祉法人減免など、利用者には負担の軽減があります。

\* サービス利用までの流れ

|           |   |
|-----------|---|
| 相談        | 市または相談支援事業者にご相談し、サービスが必要となる場合は、市に申請します。             |
| 申請・調査     | 申請されると、現在の生活や障害状況について調査が行われます。                      |
| 審査・判定     | 調査結果を元に、市が設置した審査会の中で、どのくらいのサービスが必要なのか「障害区分」が決められます。 |
| 認定・通知     | サービスの支給量が決まり、通知と共に受給者証が交付されます。                      |
| サービス利用計画  | 相談支援事業者にご相談し、サービス利用計画書を作成します。                       |
| 事業者と契約    | サービスを提供する事業者と契約                                     |
| サービス利用を開始 | サービス利用を開始   |

保健福祉部 健康づくり課

## 予防接種法施行令の一部改正により 麻しん（はしか）と風しんの予防接種がかわります

- 平成16年4月1日以前に生まれた7歳6か月未満のお子さん
- 麻しん予防接種または風しん予防接種をまだ受けていない場合は、平成18年3月31日までに受けることをおすすめします。（平成18年4月1日以降は予防接種法対象外となります）
- 平成16年4月2日以降に生まれたお子さん
- 平成18年4月1日以降、麻しん予防接種と風しん予防接種を両方とも受けていない場合は、改正後の第1期（1歳から2歳未満）に麻しん風しん混合ワクチンの接種対象になります。
  - すでに麻しんまたは風しんにかかったお子さんは、改正後の混合ワクチンの接種対象外となります。1歳の誕生日をすぎたから平成18年3月31日までに、もう一方の予防接種をすませてください。
  - 平成18年4月1日以降、予防接種法による接種は麻しん風しん混合ワクチンのみとなります。どちらか片方の予防接種をする場合には、予防接種法対象外となりますのでご注意ください。
  - 平成17年3月生まれのお子さんは、詳細につきましては2月末の個別通知をご覧ください。
- 麻しん予防接種を接種してから27日間以上間隔をあげなければ、風しん予防接種は接種できませんのでご注意ください。
- 接種にあたりましては、かかりつけ医と十分にご相談のうえ、接種するようにしてください。
- ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせください。

## 乳幼児予防接種通知対象者

- \*対象者には、2月末に予診票、契約医療機関等の詳しいお知らせをします。接種時期等の内容をよく確認し契約医療機関にて予防接種を受けてください。
- \*他市町村から転入してきた方、予診票のない方、有効期限切れの方はお住まいの地域の下記連絡先までお問い合わせください。



| 予防接種名 |        |     | 対象児         |
|-------|--------|-----|-------------|
| B     | C      | G   | 平成17年12月生まれ |
| 三種混合  | 期初回・追加 |     |             |
| 麻     | し      | ん   | 平成17年3月生まれ  |
| 風     | し      | ん   |             |
| 二     | 種      | 混 合 | 平成7年3月生まれ   |

### 問合せ先

|                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 保健福祉部健康づくり課 055-261-1901 | 八代支所健康福祉課 055-265-2111  |
| 御坂支所健康福祉課 055-262-2271   | 境川支所健康福祉課 055-266-2111  |
| 一宮支所健康福祉課 0553-47-1111   | 春日居支所健康福祉課 0553-26-3111 |

## 献血のおしらせ

どんなに科学が進歩しても、血液は人工的に造ることはできません。患者さんの命を救うため、皆さんの尊い献血をおまちしています。

| 実施日      | 実施場所     | 時 間                        | 対象者           |
|----------|----------|----------------------------|---------------|
| 3月2日(木)  | 一宮支所     | 午前9時30分～12時<br>午後 1時～3時30分 | 16～64歳までの健康な人 |
| 3月14日(火) | 春日居支所    |                            |               |
| 3月29日(水) | 御坂西小体育館前 |                            |               |

### 【持ち物】

- 本人確認のできるもの（運転免許証、健康保険証、パスポート、各種年金手帳、各種福祉手帳など）
- 献血手帳（お持ちでない方は当日発行します）

### 問合せ先

|                        |
|------------------------|
| 御坂支所健康福祉課 055-262-2271 |
| 一宮支所健康福祉課 0553-47-1111 |
| 春日居健康福祉課 0553-26-3111  |

保健福祉部 福祉総務課

## 平成18年度 重度心身障害者(児)等 タクシー利用乗車券の交付のお知らせ

在宅の重度心身障害者(児)及び要介護老人の方が、通常の交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成します。

- 助 成 内 容** 年間48枚(1枚590円)のタクシー利用乗車券を対象者に交付します。
- 有 効 期 間** 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 対 象** 次のア・イ・ウいずれかの項目に該当し、かつ、自動車税、軽自動車税等の減免を受けていない方で、本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている在宅の方です。
- ア) 障害者手帳の交付を受けた方で、障害程度が肢体不自由及び視覚障害の1級又は2級に該当する方、及び内部機能障害の1級の方。
  - イ) 療育手帳の交付を受けた方で、障害程度がAに該当する方。
  - ウ) 要介護老人(非課税世帯で介護慰労金の支給を受けている者に介護されている方)
- 対象者に該当しないと判断された場合は、交付できないことがありますので、ご承知願います。
- 申請受付日** 平成18年3月29日(水)から  
平成18年5月以降の申請については、交付枚数が減りますのでご注意ください。

### 申請受付及び交付場所

笛吹市福祉事務所又は、最寄りの各支所

- 持参するもの**
- ・障害者手帳(必ず持参してください)
  - ・印鑑

## 心身障害児(者)一時養護(レスパイト) サービス利用費助成制度について

この制度は、心身障害児(者)を持つ保護者が、介護が困難になった場合等に、市が委託している施設に一時的に預け、その利用費を助成することで保護者の負担を軽減する制度です。

対象となるのは、次の事項に該当する心身障害児(者)を持つ保護者で、本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている方です。

- ・療育手帳の交付を受けている者又は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童
- サービスを受けるには、次の関係書類の提示とサービス提供理由を明確にして、笛吹市福祉事務所及び最寄りの各支所にて、申請を行ってください。
- ・療育手帳又は身体障害者手帳
  - ・印鑑

申請は、平成18年3月13日(月)から受付いたします。  
なお、今年度(平成17年度)利用されている方で、引き続き利用される場合は、更新申請の必要がありますので、必ず申請してください。

### 問合せ先

保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当  
055-262-1271 (内線125・126)  
各支所の健康福祉課

## 国民年金からのお知らせ 国民年金保険料の追納をお勧めします

全額・半額・免除申請、若年者納付猶予特例、学生納付特例等の承認された期間（半額免除は半額の保険料を納めることが必要）は、年金受給の際、老齢基礎年金の年金額が保険料を納めた場合よりも少なくなってしまう可能性があります。（表1）

そのため、10年以内であれば、その間の保険料を追納することができます。年金を受給する際に受給金額を増やすためにも追納をお勧めします。

平成17年度末(平成18年3月31日)までの追納額は下記のとおりです。（表2）

平成18年度からは下記金額に加算額が付きましますので、追納をする方は平成18年3月末日までに追納すると、下記追納額で納付することができます。

### 追納をする・しない場合の受け取る年金額について（表1）

|           | 追納をする                         | 追納しない                    |
|-----------|-------------------------------|--------------------------|
| 全額免除      | 通常納付していただいた方と変わらず、年金額に算定されます。 | 免除期間は1 / 3が年金額に反映されません   |
| 半額免除申請    |                               | 半額免除期間は2 / 3が年金額に反映されません |
| 若年者納付猶予特例 |                               | 年金額に反映されません              |
| 学生納付特例    |                               | 年金額に反映されません              |

### 追納額（表2）

| 年 度     | 追納額（半額免除の追納額） | 年 度    | 追納額（半額免除の追納額）   |
|---------|---------------|--------|-----------------|
| 平成 7 年度 | 16,310円       | 平成12年度 | 14,600円         |
| 平成 8 年度 | 16,260円       | 平成13年度 | 14,040円         |
| 平成 9 年度 | 16,040円       | 平成14年度 | 13,500円（6,750円） |
| 平成10年度  | 15,790円       | 平成15年度 | 13,300円（6,650円） |
| 平成11年度  | 15,190円       | 平成16年度 |                 |

納付期限は、10年以内となっていますので平成7年度3月分保険料は平成18年3月末が納付期限となります。

問合せ先 市民環境部 国民健康保険課055 - 262 - 4111(内線124)  
甲府社会保険事務所 055 - 252 - 1441

産業経済部 観光商工課

## 第2回笛吹市桃の花まつり ガーデニングコンテスト参加者募集 自分だけの箱庭を作ってみませんか？

笛吹市の春のイメージといえば花ではないでしょうか。今年の桃の花まつり期間にガーデニングコンテストを企画しました。自分だけの箱庭を作ってみませんか。どなたでも気軽に参加できるような企画になっています。

- 参加資格 ..... 年齢、性別、プロ、アマを問いません。
- ガーデニング規模 ..... 内寸 縦1m×横1m 木製の枠組みを設置します。
- 募集数 ..... 15組(団体) 定員になり次第締切ります。
- 参加費用 ..... 参加者負担(希望者にはこちらで指定した黒土を支給します)
- コンテスト会場 ..... 駅公園、笛吹川河川敷を予定
- 展示期間 ..... 平成18年4月1日から16日まで
- 審査方法 ..... 期間中來場者による人気投票を行い最終日に結果発表と表彰を行います。
- 賞 ..... 1位 賞金10万円+副賞 2位 賞金5万円+副賞 3位 賞金3万円+副賞
- 募集期限 ..... 平成18年3月17日(金)

問合せ先 笛吹市桃の花まつり実行委員会(産業経済部観光商工課内) 055 - 262 - 4111(内線253)

市民環境部 国民健康保険課

## 国民健康保険税の軽減を受けるには 確定申告が必要です

国民健康保険には所得に応じて保険税の軽減が受けられる制度がありますが、世帯の国保加入者（社保に加入している世帯主を含む）で申告をしていない方がいる場合は、軽減を適用することができませんので、必ず確定申告をしてください。

税法上の被扶養者となっている方以外は、確定申告が必要となります。所得のない方も、その旨の確定申告をしてください。

### (1) 国民健康保険税の軽減（減額）制度

| 軽減（減額）割合 | 国保に加入している世帯員の前年所得金額<br>（社保に加入している世帯主を含む） |
|----------|--|
| 7割軽減     | 33万円以下                                   |
| 5割軽減     | 33万円 + (世帯主を除く加入者数 × 24万5千円) 以下          |
| 2割軽減     | 33万円 + (全加入者数 × 35万円) 以下                 |

軽減は、均等割（一人当たり）と平等割（一世帯当たり）の2項目が対象です。上表の所得に応じて7割・5割・2割の軽減が受けられます。

### (2) 国民健康保険税率（平成17年度）

| 項 目          | 年間税額          |          |
|--------------|---------------|----------|
|              | 医療分           | 介護分      |
| 所得にかかる部分     | 所得割 所得の5.73%  | 所得の0.9%  |
| 固定資産税にかかる部分  | 資産割 固定資産税の30% | 固定資産税の5% |
| 一人当たりにかかる部分  | 均等割 24,000円   | 6,900円   |
| 一世帯当たりにかかる部分 | 平等割 26,400円   | 4,600円   |

税率は、医療分と介護分からなり、給付総額に応じて毎年見直しをします。

## 平成18年度の国民健康保険証を送付します

現在、皆様のお手元にある国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成18年3月31日までです。4月からは使用できなくなりますので、平成18年度の新しい保険証を送付します。

なお、平成17年度分までの保険料に未納がある方には、1カ月間の期限付き保険証を送付します。（短期証）つきましては、保険料の納付についてお早めに市役所・国保担当窓口までご相談ください。

社会保険等に加入された方は、国民健康保険の喪失の手続きが必要になりますので、職場の健康保険被保険者証と国民健康保険被保険者証、印鑑をお持ちになり市役所・国保担当窓口または各支所住民課担当窓口で手続きをしてください。

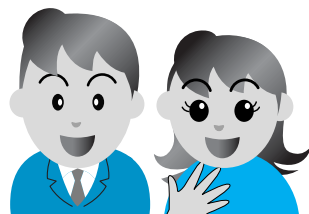
問合せ先 市民環境部 国民健康保険課 国保総務担当 055 - 262 - 4111(内線121)  
各支所 住民課  
御坂支所 055 - 262 - 2271 境川支所 055 - 266 - 2111  
一宮支所 0553 - 47 - 1111 春日居支所 0553 - 26 - 3111  
八代支所 055 - 265 - 2111



# 輝け 笛吹の未来 No.4

## 笛吹市男女共同参画委員会

今月は、先月号に続いて、国の「男女共同参画基本計画」に定められている11項目の重点目標について勉強している笛ちゃんと吹ちゃんの対話の様子をのぞいてみましょう。



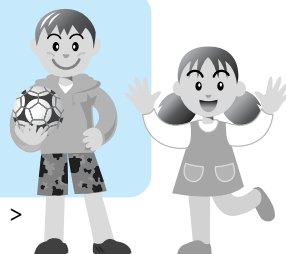
笛ちゃん 吹ちゃん

吹ちゃん：私、この子が小学校に入ったら、市議会議員選挙に出ようと前から考えていたんだけど……。だって、母親や働く女性の立場から、女性の声を議会に生かしていくのって大切でしょ？  
 笛ちゃん：いいと思うよ、応援するよ。次の子が生まれたら、今度は僕が育児休業をとろうと思っているんだ。  
 吹ちゃん：まあ嬉しい！これからもいろんな事勉強して、視野を広げなくっちゃね。

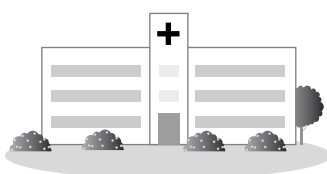
<この話題は、重点目標 『政策・方針決定過程への女性の参画の拡大』にあたります。平成16年12月現在、全国における女性議員の占める割合は県議会議員6.9%、市議会議員11.5%、町村議会議員5.8%となっています。なお、笛吹市議会における女性議員の割合は16.7%となっています。>

<笛ちゃんは、先日子どもさんを送っていった保育園で、こんな場面に出会ったと話しています。これって、重点目標 『男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革』にあたるでしょうか。>

保育士さん：さあ、今日はお天気がいいから、男の子は外でサッカーをして遊びましょう。あら、タローくん、ぐずぐずしないで、男の子なんだから外で元気に遊ばなくっちゃ。  
 はなちゃん：わーいいな。私も外でサッカーしたい！  
 保育士さん：なに言ってるの。女の子はお部屋の中で、おとなしく遊ばなくっちゃ。それにスカートでサッカーなんておかしいでしょ。



<私達が何気なく使っている言葉の中にも、社会的性差につながる表現はいっぱいありますね。>



笛ちゃん：お隣のはる子さん、子宮筋腫で入院したそうだよ。  
 吹ちゃん：まあ、それはいけないわね。お見舞いに行かなくっちゃ。はる子さん、この間からなんか具合がわるいって言ってたの。それでわたしが、県立中央病院の女性専門外来をすすめたら、ぜひ行きたいって言ってたわ。その結果ってわけね。  
 笛ちゃん：男性の専門外来も欲しいねえ。  
 吹ちゃん：そうね、これから病院の対応って、もっとよくなるわよ。

<重点目標 では、『生涯を通じた女性の健康支援』を掲げています。昨年3月末、県立中央病院に女性専門外来が開設されました。なかなかの盛況とのことです。>

吹ちゃん：そういえば私の友だちの栄子さんねえ、今度市議会から農業委員に推薦されたんだって。うれしいわ！  
 笛ちゃん：ああ、あの人なら頼りになるね。桃もぶどうも肥料かけから剪定、出荷まで、なんだった一人前にやってるもんなあ。  
 吹ちゃん：それにあそこのお宅、家族みんながすごく協力的だわ。うちも見習わないとね。



<重点目標 では、『農山漁村における男女共同参画の確立』を掲げています。桃とぶどうの生産量日本一を誇る笛吹市でも、3名の女性農業委員さんが活躍しています。>

男女共同参画について日頃感じていることなどがありましたらご意見をお寄せください。  
 宛先：笛吹市秘書政策室企画推進担当 FAX：055-262-4115、e-mail：kikaku@city.fuefuki.jp

保健福祉部 児童課

## 乳幼児医療費助成制度が変わります《平成18年4月診療から》

乳幼児医療費制度の医療費の請求方法等が平成18年4月診療分から変わります。

### 国民健康保険に加入の方（市内と市外の医療機関により異なります）

市内の医療機関において受診する場合  
 医療機関の窓口で『国民健康保険証』と『乳幼児医療費助成金受給資格証』を提示してください。保険適用内の医療費は窓口において無料となります。

国民健康保険加入の乳幼児の診療にかかる保険給付のうち、自己負担分が市内医療機関に限り無料となります。国民健康保険に加入の方は、『乳幼児医療費助成金受給資格証』の提示が必要となります。（国民健康保険に加入している乳幼児医療費対象者には『受給資格証』を3月下旬に発送する予定です）

市外の医療機関において受診する場合  
 保険診療を受け、医療機関に自己負担金の支払いを行い、医療機関ごとに1カ月単位で領収書をまとめ、『乳幼児医療費助成金請求書』に添付し、診療を受けた翌月以降に市役所へ提出してください。

保険点数等の記載がある領収書の添付による請求もできるようになります。（ただし、今までどおり1カ月単位での請求となります）

### 社会保険等に加入の方

保険診療を受け、医療機関に自己負担金の支払いを行い、医療機関ごとに1カ月単位で領収書をまとめ、『乳幼児医療費助成金請求書』に添付し、診療を受けた翌月以降に市役所へ提出してください。

保険点数等の記載がある領収書の添付による請求もできるようになります。（ただし、今までどおり1カ月単位での請求となります）

### ～領収書についての注意～

保険点数等が記載されていない領収書の添付は受付できません。その場合は、今までどおり『乳幼児医療費助成金請求書』に医療機関からの証明を受けた後、提出してください。

### 乳幼児医療費助成制度とは

乳幼児の保険診療にかかる医療費の一部を助成することにより、乳幼児保健の向上と児童福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

- 助 成 対 象** 通院・・・5歳の誕生月の末日まで（毎月1日生まれの方は前月の末日まで）  
入院・・・6歳到達後の最初の年度末まで
- 請 求 期 間** 診療を受けた月から2年以内
- 振 込 予 定 日** 市役所へ請求書を提出した月の翌月の月末  
ただし、高額療養費・附加給付等確認のため、予定より遅れる場合があります
- 請求書の提出先** 市役所児童課（石和町保健福祉センター内）  
または、各支所の健康福祉課

問合せ先 保健福祉部 児童課 児童家庭担当 055-261-1904

公営企業部 下水道課

## 平成18年度下水道事業受益者負担金

### 申告書の「提出期限日」の延期と提出について

先月の広報にて、平成18年度下水道事業受益者負担金賦課対象の皆さんに、3月3日（金）を提出期限日として申告書の返送をお願いしていましたが、下記の通り変更となります。

**提出期限日：平成18年3月31日（金）**

この申告書は受益者負担金をお支払いいただくための**重要な資料**となりますので、内容の確認と、注意事項（裏面）をお読みのうえ必ず申告（返送）してください。

なお、申告書を返送されない場合は、条例施行規則等により認定され賦課となり、支払方法も**報奨金のつかない分割納付になります。**（詳細につきましては、広報2月号をご覧ください）

### 支払方法の変更により報奨金が付きます

現在、「下水道事業受益者負担金」をお支払い中の方で、納付方法が年4回支払いの分割納付（6月、8月、10月、12月）の方は、一括納付（6月14日まで）への変更により報奨金が付きます。

#### 変更出来る方の条件

過年分の未納がない方                      6月1日～14日までの間に残金を完納できる方

### 納付書から口座振替に変更

口座振替は、金融機関の窓口に向かれるわずらわしさのない、大変便利な制度です。金融機関に預金口座振替依頼書が準備してありますので、印鑑（金融機関取引印） 預貯金通帳 納入通知書兼領収書（通知書番号がわかるもの）を持参の上、窓口にてお申ください。

#### 金融機関

|   |
|---|
| 笛吹市指定金融機関（下記の本店および各支店）<br>・ 山梨中央銀行 ・ 笛吹農業協同組合<br>・ フルーツ山梨農業協同組合<br>・ 甲府信用金庫 ・ 山梨信用金庫<br>・ 山梨県民信用組合<br>郵便局 |
|---|

不明な点がある場合には、各支所および下水道課総務担当まで連絡をお願いします。

#### 問合せ先

公営企業部 下水道課 0553 - 26 - 5547

公営企業部 水道業務課

## 3月の上下水道料金の引き落とし日は20日(月)です

上下水道料金（春日居地区 温泉使用料金を含む）を口座引き落としにされていて、3月に引き落としのある地区の方は、**3月のみ20日(月)**の引き落としとなりますのでご注意ください。

なお、4月以降は従来どおり25日が引き落とし日となります。

#### 対象地区

石和B地区（東町、仲町、西町、窪中島、八田、山崎、駅前、松本、山岸、日の出、下平井、上平井、中川、下成田、荒屋）

#### 御坂全地区

八代B地区（北、高家、増田、米倉、竹居）

一宮B地区（末木、本都塚、金田、坪井、田中、中尾、南野呂、北野呂、上矢作、桃の里団地、竹原田、東原、小城、下矢作）及び一宮下水全地区

春日居全地区及び春日居温泉全地区

使用場所によっては、この地区分けに該当しない場合があります。

問合せ先 公営企業部 水道業務課 料金担当 0553 - 26 - 5546

産業経済部 農政課

## 農薬の取り扱いに注意！～周辺の住環境にご配慮をお願いします～

農作業に従事する皆さん、農薬は正しく使用しましょう。農薬を扱う方の安全はもちろん、周辺の住環境に対してもご配慮をお願いします。

散布する際は事前に隣接する住宅等に連絡してください。

建物や他の作物の近くは手散布してください。

農薬の残液を河川に流さないでください。

非農家の皆さん、農家でも農薬の使用を抑える努力をしていますが、農作物の生産には農薬の散布は必要です。

生活様式の異なるそれぞれの立場で、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ先 産業経済部 農政課 農政担当 055 - 262 - 4111（内線231）

## 農振除外の申出を受付けます

市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興を図っていく地域を「農用地区域」（農振青地）として設定しています。通常、この「農用地区域」は農業以外の目的で利用することはできませんが、やむを得ず他の目的に利用する場合には、農振法による農振除外の手続きを経て県と協議し、県知事の同意が必要となり、この一連の手続きには、相応の期間が必要となります。その後、農地法による転用手続きによる県知事の許可が必要となります。市では次により、この農振除外の申出を受付けますので、以下に留意して必要最小限の除外が必要である場合は申出てください。

#### 農用地区域からの除外要件（以下の4つすべてに該当すること）

除外したい農用地以外に代替すべき土地がないこと。（除外農地等がある場合はそちらが優先）

農用地の集団化、農業上の効率利用への支障が軽微であること。

農業用水路などの土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと。

土地改良基盤整備事業の工事が終了した年度の翌年度から8年を経過していること。

なお、緊急性や計画性・実現性がないものは、申出できません。

また、市の将来構想、都市計画プランや上下水道の整備計画など、市の方針や農振法以外の法律による土地利用の方向性と一致することなども協議事項となります。

申出書類の配布.....平成18年3月 1日（水）から 土日祝日を除く

申出の受付期間.....平成18年3月15日（水）から3月31日（金）まで 土日祝日を除く

書類の配布場所.....市役所農政課、各支所地域振興課

申出の受付場所.....農地の所在する各支所地域振興課（石和地区は市役所農政課）

問合せ先 産業経済部 農政課 振興担当 055 - 262 - 4111（内線233） 各支所地域振興課農振担当

## 山火事にご注意ください

「火の用心 森の恵みを 未来まで」(平成18年全国山火事予防運動統一標語)

春は、空気が乾燥していて、山火事が起こりやすくなります。

森林は、木材や山菜などのほか、私たちの生活にかかせない水や空気を与えてくれる大切な財産です。また燃えてしまった森林を元の姿に戻すためには多くの時間が必要です。

山火事の防止に努め、豊かな自然を守りましょう。

山火事を起こさないため、次のことに注意しましょう。

枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。

たき火等火気の使用後、その場所を離れるときは完全に消火すること。

強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしない。

火入れを行う際、許可を必ず受けること。

たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消火するとともに、投げ捨てないこと。

火遊びはしないこと。

平成18年3月1日～7日まで「全国山火事予防運動」統一実施期間として警戒を強化しています。

なお、5月頃までは空気が乾燥し、強風が吹きやすいなど「山火事発生危険期」が続きますので、火気の取扱には細心の注意を払い、林野火災の未然防止の徹底にご協力をお願いします。

こどもまつり 楽しいことがいっぱい。みんなあつまれ!



とき 3月19日(日) 午前10時～午後3時
ところ スコレーセンター

手づくりコーナー

- ★万華鏡 ★コースターづくり
★アートバルーン
★アルミアクセサリー ほか

お楽しみコーナー

- ★射的 ★輪投げ ★ダーツ
★フェイスペインティング
★ブックリサイクル ほか

くわいしいことは: スコレーセンター
TEL 055-263-7959
石和図書館
TEL 055-262-5959

ふるさとを描く会 今年、スコレーセンター周辺を描いてください。

- ◎日時 平成18年3月26日(日)午前9時～12時
◎集合場所 スコレーセンター入口
◎対象 子どもから大人まで
◎持ち物 絵の道具、画板
◎問合せ先 スコレーセンター
TEL 055-263-7959

第8回小学生囲碁・将棋大会

- ◎内容 違う学校や、違う学年の人と1日楽しく囲碁や将棋を指しましよう。
◎日時 平成18年3月29日(水)午前10時～午後3時 ※お弁当を持ってきてね。
◎対象 小学生(卒業する6年生も来てね)
◎場所 スコレーセンター集会室
◎参加料 なし
◎定員 各40人
◎ルール 碁:19路盤を使用し互先で黒の5目半コミ出し
◎問合せ先 スコレーセンター
TEL 055-263-7959
◎その他 要予約



「第1回笛吹市ロードレース大会」結果

平成18年1月22日(日)笛吹川サイクリングロード(スタート・ゴール市役所前)において「第1回笛吹市ロードレース大会」(市陸上競技協会主催)が県内各地から約150人が参加し開催されました。
この大会は「東八代ロードレース」として行われていたものを、笛吹市が継承したもので、市・東八代郡及び県内在住者を対象に、誰でも気軽に参加できる大会として定着しております。小学生3kmから壮年男子5kmまで8部門に分かれレースが行われた結果、各部門の優勝者は次のとおりです。

Table with 4 columns: 部門, 氏名, 記録, 所属. Lists winners for various road race categories like 小学生男子(3km), 中学生男子(5km), etc.

「第13回笛吹市清流杯争奪中学校・第14回笛吹市清流杯争奪高等学校弓道大会」結果

平成18年1月15日(日)石和清流公園清流館弓道場において「第13回笛吹市清流杯争奪中学校・第14回笛吹市清流杯争奪高等学校弓道大会」が県内6中学、23高校、県外16高校の計125チームが参加し、開催されました。結果は次のとおりです。(敬称略)

Table with 4 columns: 団体/個人, 順位, 優勝者, 所属. Lists winners for archery events at middle and high school levels.

笛吹市教育を語る会 特別講演

TVドラマ「金八先生」のモデルで知られる坂本光男先生を迎えて



- ◎演題 「子どもを励ますことば」～子どもに活力を親に元気を～
◎講師 坂本光男先生
◎日時 3月12日(日)午後1時30分～4時
◎場所 いちのみや桃の里ふれあい文化館
◎主催 笛吹市教育委員会

武田鉄矢主演の「3年B組 金八先生」のモデルの一人と言われる。子どもの自立と学力向上のために、小学校4年・中学31年・高校3年・中央大学9年と様々な教壇に立ち、その豊かな教職歴をいかして、現在は、教育評論家として講演や執筆活動など幅広く活躍している。

笛吹市民講座(スコレー大学) 作品展開催のお知らせ

- ◎日時 平成18年3月24日(金)～26日(日)
◎期間 午前9時～午後4時30分
◎場所 笛吹市八代総合会館(笛吹市八代町南527番地)
◎詳細についてのお問い合わせは 教育委員会社会教育課
TEL 055-265-4852

第2回八代町舞踊祭開催のお知らせ

- ◎日時 平成18年3月12日(日)午後1時30分開演
◎会場 八代総合会館大ホール
◎問合せ先 教育委員会八代事務所
TEL 055-265-4011



スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。5名以上のグループを対象にしています。グループ活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故、活動会場地までの往復中の事故が保険の対象となります。また、活動中の突然死に対しても共済見舞金が支払われますので、万一の事故に備えて加入しましょう。
◎問い合わせ 教育委員会スポーツ振興課
TEL 055-265-4853

延期されていた横田夫妻講演会のお知らせ

## 「めぐみ、お母さんがきつと助けてあげる」の著者 横田早紀江氏 横田滋氏 講演会

12月に講演予定で延期されていた講演会を下記のとおり開催いたします。整理券をお持ちの方はお忘れなくお出かけください。

- 演 題** 「ブルーリボンに祈りを込めて」  
**日 時** 平成18年3月5日(日) 午後1時30分から  
**場 所** 笛吹市スコレーセンター集會室



## ミニギャラリー開催中!!

図書館に入っただけでミニギャラリー「ギャラリーポケット」を設置しました。いろいろな方の作品を随時展示したいと思っておりますので、ご希望の方は図書館までご連絡ください。ただいま、市民講座、「手作りガーデニング雑貨教室」講師福島氏の木工作品、「花生けを楽しむ教室」河埜氏作品など展示してあります。



くわしくは石和図書館まで ☎055-262-5959

## ブックリサイクルのお知らせ(子どもまつり)

- 日 時** 平成18年3月19日(日) 午前10時～午後3時  
**場 所** 笛吹市スコレーセンター  
**内 容** ・ブックリサイクル  
・水笛・万華鏡づくり・コースターづくり  
・みんなで歌って踊ろう!  
・太鼓を聴いて体験してみよう!他



※ブックリサイクルを当日午前10時からスコレーセンターホワイエで行います。なくなり次第終了しますので、お早めにご来館ください。(一般書・雑誌・コミック・料理本・趣味本など)

## 朗読会inスコレー (三町合同朗読発表会)

- 日 時** 平成18年3月25日(土)  
午後1時から  
**場 所** 笛吹市石和図書館2階  
視聴覚ホール  
**入場料** 無料

笛吹市及び中道町の合同朗読発表会も今年で13回目を迎えることとなりました。日頃の活動成果をご覧いただくとともに、朗読や日本語の美しさを皆様と一緒に楽しんでいただけたらと思います。ぜひ、ご家族、お友達をお誘いのうえご来場ください。

LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION

# 図書館インフォメーション

## 図書館情報

### 笛吹市石和図書館

- おはなし会タンタン(毎月第2・4木曜日)  
●3月9日(木)・23日(木) 午前11時～11時30分  
家族で始めようブックスタート(毎月第1・3木曜日)  
●3月2日(木)・16日(木) 午前10時30分から  
耳をすませばえほん隊  
●3月4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)  
午前の部11時～11時30分  
午後の部 2時～2時30分 毎週土曜日2回開催

### 笛吹市御坂図書館

- おはなし会ぴよぴよん(今月は第2・4火曜日)  
●3月14日(火)・28日(火)  
午前11時～11時30分  
(この日以外にも要望があれば本の読み聞かせをします)  
楽蔵(映画会・お話し・工作)  
●3月4日(土) 午後2時から

### 笛吹市一宮図書館

- おはなしのゆりかご  
●3月1日(水)  
(あんよ) 午前10時15分～10時45分(1歳6カ月児～3歳児)  
(だっこ) 午前11時～11時30分(0歳児～1歳5カ月児)  
おはなしのぶらんこ  
●3月19日(日) 午後1時30分から  
チャレンジ教室  
●3月4日(土) 午後2時から3時30分  
定員:15人 申込締切:3月2日(木)  
申込先:一宮図書館

### 子ども放送局

- 3月4日(土)・11日(土)・18日(土)  
午前11時から11時45分

### 春休み映画上映会「トムとジェリー火星へ行く」

- 3月29日(水) 開場午後1時 開演午後1時30分  
会場:いちのみや桃の里ふれあい文化館 多目的ホール  
入場料:無料

### 笛吹市八代図書館

- バムケロおはなし会  
●3月11日(土) 午後1時30分から  
春休みアルミアクセサリーづくり  
●3月25日(土) 午後2時から 入場料:無料  
春の絵手紙を描こう!  
●3月26日(日) 午後2時から  
ケンゴムスタンプ作り  
●3月28日(火) 午後2時から

### 笛吹市境川図書室

- おはなし会さかいがわ  
●3月4日(土) 午後2時から  
(毎週土曜日、随時おはなし会を予定しています)  
桜の下でのおはなし会  
●3月25日(土) 午後2時から

### 笛吹市春日居ふるさと図書館

- おはなしのへやもも(乳幼児向け)  
●3月14日(火)・28日(火) 午前10時30分から  
おはなしのへやさくらんぼ  
●3月25日(土) 午前10時30分から  
おりがみを楽しもう!  
●3月11日(土) 午前10時30分から  
ぱぱとぐらんぱのおはなし会  
●3月18日(土) 午前10時30分から

※図書館のおはなし会は、子どもたちだけでなく、敬老会・公民館・まつり・老人ホーム・デイサービス施設・病院等に  
出向き、年配者の方々にもサービスをさせていただきます。  
※個人的に朗読サービスをお受けになりたい方は、ご相談ください。

■問合せ先 石和図書館 055-262-5959(担当 雨宮)

|                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| ● 笛吹市石和図書館<br>055-262-5959 | ● 笛吹市八代図書館<br>055-265-4011      |
| ● 笛吹市御坂図書館<br>055-263-0363 | ● 笛吹市境川図書室<br>055-266-2014      |
| ● 笛吹市一宮図書館<br>0553-47-5220 | ● 笛吹市春日居ふるさと図書館<br>0553-26-2283 |

## 3月の 図書館 休館日

- \* 笛吹市石和図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)
- \* 笛吹市御坂図書館: 1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)・31日(金)
- \* 笛吹市一宮図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・21日(火)・27日(月)・31日(金)
- \* 笛吹市八代図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・21日(火)・27日(月)・31日(金)
- \* 笛吹市境川図書室: 5日(日)・12日(日)・19日(日)・21日(火)・26日(日)
- \* 笛吹市春日居ふるさと図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・22日(水)・27日(月)・31日(金)

※おはなし会などくわしくは各図書館のチラシをご覧ください。

## 入札結果のお知らせ

※金額は税抜き価格です。

| 件名                         | 場所      | 予定価格(円)    | 決定額(円)     | 決定業者                   | 入札日        |
|----------------------------|---------|------------|------------|------------------------|------------|
| 下岩下水道改修工事                  | 春日居町下岩下 | 1,410,000  | 1,350,000  | (有)土屋工業                | 平成18年1月11日 |
| 寺尾地内道路改修工事                 | 境川町寺尾   | 1,600,000  | 1,530,000  | (株)サエグサ工業              | "          |
| 市道一宮1-10号線横断水路改修工事         | 一宮町国分   | 1,950,000  | 1,890,000  | (有)荻野土建                | "          |
| 中尾農道改良工事(原地区)              | 一宮町中尾   | 3,400,000  | 3,300,000  | (有)荻野土建                | "          |
| 境川町水路改修工事                  | 境川町     | 5,600,000  | 5,480,000  | 初鹿工業(株)                | "          |
| 東油川水路改修工事                  | 石和町東油川  | 6,300,000  | 6,150,000  | (有)末木建設                | "          |
| 石和東小学校地区児童館外構工事            | 石和町中川   | 6,400,000  | 6,280,000  | エコワークス(株)              | "          |
| 金沢憩いの森公園工事(2期)             | 一宮町金沢   | 8,100,000  | 7,860,000  | (有)佐野緑化土木              | "          |
| 高源水路改修工事                   | 御坂町下黒駒  | 8,600,000  | 8,390,000  | (株)地場工務店               | "          |
| 別田地内配水管布設工事                | 春日居町別田  | 12,600,000 | 12,180,000 | (有)中村設備                | "          |
| 笛吹市水防倉庫建築工事                | 石和町小石和  | 3,600,000  | 3,500,000  | 望月建設工業(株)              | "          |
| 笛吹市道八代4号線舗装工事              | 八代町南    | 7,200,000  | 7,000,000  | 中央道路(株)                | "          |
| 笛吹市道八代259号線舗装工事            | 八代町北    | 8,800,000  | 8,668,000  | (株)拓甲建設 笛吹営業所          | "          |
| 笛吹市道八代601号線舗装工事            | 八代町永井   | 9,200,000  | 8,860,000  | (株)NIPPOコーポレーション 山梨営業所 | "          |
| 市道3-440号(春日居地内)改良工事        | 春日居町別田  | 11,100,000 | 10,700,000 | (株)小林組                 | "          |
| 下水道管渠布設工事第59工区(八代)         | 八代町高家   | 11,300,000 | 10,800,000 | 風間興業(株)                | "          |
| 下水道管渠布設工事第61工区(一宮)         | 一宮町小城   | 12,100,000 | 11,750,000 | (株)中村工務店               | "          |
| 特殊道路13号線道路築造舗装工事           | 石和町松本   | 12,300,000 | 12,000,000 | (株)栗田工業                | "          |
| 特殊道路14号線他道路築造舗装工事          | 石和町松本   | 17,000,000 | 16,400,000 | (株)飯塚工業                | "          |
| 区画道路3号線・4号線舗装工事            | 石和町松本   | 23,500,000 | 23,000,000 | 友愛工業(株)                | "          |
| 公共下水道工事(石和13工区)に伴う配水管本復旧工事 | 石和町井戸   | 6,400,000  | 6,200,000  | (有)近藤設備工業              | 平成18年1月18日 |
| 公共下水道工事(石和18工区)に伴う配水管本復旧工事 | 石和町河内   | 5,610,000  | 5,440,000  | (有)浅川住宅設備              | "          |
| 配水管布設・布設替管網図整理業務委託(八代町)    | 八代町     | 1,020,000  | 945,000    | 朝日航洋(株)埼玉支店            | 平成18年1月23日 |
| 配水管布設・布設替実施設計業務委託          | 八代町     | 5,400,000  | 5,000,000  | (株)日本水道設計社 甲府営業所       | "          |
| 市道一宮3-37号線舗装工事             | 一宮町一ノ宮  | 4,700,000  | 4,550,000  | 昭和建設(株)                | 平成18年1月25日 |
| 下水道管渠布設工事第62工区(石和)         | 石和町松本   | 3,450,000  | 3,370,000  | (株)サエグサ工業              | "          |
| 下野原地内630号線側溝改修工事           | 御坂町下野原  | 4,300,000  | 4,200,000  | (株)総合建設齊藤組             | "          |
| 道路改修工事                     | 境川町大窪   | 5,200,000  | 5,100,000  | 初鹿工業(株)                | "          |
| 9・10・11街区整地工事              | 石和町松本   | 7,700,000  | 7,480,000  | (株)前島建設                | "          |
| 市道一宮1-12号線側溝改修工事           | 一宮町狐新居  | 8,240,000  | 7,990,000  | 武藤工業(株)                | "          |
| 一宮水路改修測量設計用地調査業務委託         | 一宮町     | 3,900,000  | 3,700,000  | (有)新興測量企画              | "          |
| 都市計画道路石和駅前線信号機設置工事         | 石和町松本   | 13,200,000 | 12,700,000 | (株)内外                  | "          |
| 石和小林公園景観整備工事               | 石和町市部   | 9,600,000  | 9,350,000  | (株)窪川組                 | "          |
| 市道石和515号線改良工事(3工区)         | 石和町小石和  | 10,800,000 | 10,500,000 | (株)窪川組                 | "          |
| 尾山地内市道405号線側溝改修工事          | 御坂町尾山   | 12,000,000 | 11,500,000 | 風間興業(株)                | "          |



## 笛吹警察署生活安全ニュース

No.15

### 『少年犯罪』



悪いことをやるとな

# 吹警察署

一週間後

あゝあゝ... 何でバシたんだよ。捕まるなんて思ってたよ...

...まさか、進学取り消されるなんてなあ。

これから、どうしよう...

万引き、自転車盗の増加等、少年による犯罪は深刻な状況にあります。  
万引き、自転車盗は窃盗罪(刑法第235条)となり、立派な犯罪です。一度の過ちが、人生の大きな過ちとならぬよう、くれぐれも軽い気持ちで犯罪に手を染めることのないよう、注意しましょう。

笛吹警察署 055-262-0110  
日下部警察署 0553-22-0110

# FUEFUKI INFORMATION ふえふき インフォメーション

## 「夢の百姓」正しい野菜づくり」で大儲けした男」の著書

参加費：無料  
 問合せ先：八代支所地域振興課  
 055 265 2111

## 「いざいざですか」検察審査会」

検察審査会は、選挙権を持つている人の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員によって構成されます。したがって、あなたもいつかは審査員に選ばれることがあります。検察審査会の主な仕事は、交通事故や詐欺など、犯罪の被害にあつて、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴しなかったこと（不起訴）について、その処分が不当である被害者等から申立等があつた場合に、その不起訴処分が正しかったかどうかを審査するところです。審査申立等についてのご相談、又は検察審査会についてお知りになりたい方は、下記にお問い合わせください。

問合せ先  
 〒400 0032  
 甲府市中央一丁目10番7号  
 甲府地方裁判所内  
 甲府検察審査会事務局  
 055 235 1131

## 「園芸科・聴講生」募集

平成18年度山梨園芸高校「園芸科・聴講生」募集  
 開設科目  
 「野菜」「草花」  
 （2科目同時履修は不可）  
 実施日  
 毎週 火曜日  
 午後1時20分～午後3時10分  
 授業開始：5月9日（火）  
 募集定員：各科目10名  
 出願資格  
 20歳以上の成人を対象とし、実習授業に参加できる能力を有するもの  
 出願期間  
 平成18年3月10日（金）～  
 平成18年3月17日（金）  
 午前9時～午後4時（ただし、土曜日、日曜日は除く）  
 願書・健康診断書は山梨園芸高校事務室にて配布  
 面接：3月22日（水） 受付午後1時  
 問合せ先  
 山梨園芸高校 聴講生係  
 担当 古郡、古屋  
 055 262 4135

## 「マザーズ・ヨーガ教室」

市では、「マザーズ・ヨーガ教室」を開催します。  
 子育てで忙しいお母さんたちの日ごろの疲れを癒すことを目的に行います。みんなで楽しく体を動かしたりフレッシュしませんか。  
 当日は保育も予定しています。

日時  
 平成18年3月13日（月）  
 午前10時～11時30分  
 場所  
 春日居福祉保健センター  
 対象  
 乳幼児（3歳未満）をもつ母親  
 定員：30組  
 講師  
 小瀬 理枝子 助産師  
 申込方法  
 電話で申し込んでください。  
 受付期間  
 3月6日（月）から定員になり次第締切。  
 服装  
 動きやすい服装

## 「園芸科・聴講生」募集

平成18年度山梨園芸高校「園芸科・聴講生」募集  
 開設科目  
 「野菜」「草花」  
 （2科目同時履修は不可）  
 実施日  
 毎週 火曜日  
 午後1時20分～午後3時10分  
 授業開始：5月9日（火）  
 募集定員：各科目10名  
 出願資格  
 20歳以上の成人を対象とし、実習授業に参加できる能力を有するもの  
 出願期間  
 平成18年3月10日（金）～  
 平成18年3月17日（金）  
 午前9時～午後4時（ただし、土曜日、日曜日は除く）  
 願書・健康診断書は山梨園芸高校事務室にて配布  
 面接：3月22日（水） 受付午後1時  
 問合せ先  
 山梨園芸高校 聴講生係  
 担当 古郡、古屋  
 055 262 4135

## 「布製「ぞうり」講習会参加者募集

石和町消費生活研究会では、布を利用して作る「ぞうり」の講習会を開催します。この「ぞうり」はスリッパ代わりになり、又足の裏を刺激して健康にも良いそうです。興味のある方はお気軽に、お

日時  
 平成18年3月26日（日）  
 午後1時30分  
 場所  
 いちのみや桃の里スポーツ公園  
 総合体育館  
 入場料：無料

持ち物  
 タオル、バスタオル、飲み物、着替え（子ども用）  
 申込み・問合せ先  
 春日居支所健康福祉課  
 0553 26 3111  
 （内線122・588）

日時  
 平成18年3月7日（火）  
 午後1時  
 場所  
 スコレーセンター1階和室  
 参加料  
 500円（当日徴収）  
 持ち物  
 裁縫道具（ハサミ・針・糸等）  
 受付  
 3月1日（水）から  
 申込み先  
 市民環境部市民課市民生活担当  
 055 262 4111  
 （内線116）

## 「善意の」寄付

八代町仏教会  
 会長 岩田 耕雲 様  
 （八代町奈良原）  
 望月 利彦 様  
 （石和町市部）  
 更生保護八代支部  
 会長 橋田 志げし 様  
 （八代町高家）

～笛吹市はヴァンフォーレ甲府のホームタウンです～



# ヴァンフォーレ甲府 会員募集!

**J1昇格元年**  
 いよいよ**3月5日(日)**  
**2006Jリーグ開幕**

**チケット購入会員** チケット購入会員は、サポーターショップに加盟できます。

| 種別     | 年会費      | 特典   | 種別     | 年会費      | 特典  |
|--------|----------|--|--------|----------|---|
| ① プラチナ | 300,000円 | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>各試合S席チケット10枚 | ③ シルバー | 100,000円 | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>各試合S席チケット3枚 |
| ② ゴールド | 200,000円 | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>各試合S席チケット6枚  | ④ ブロンズ | 70,000円  | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>各試合S席チケット2枚 |

## クラブサポーター会員 (今季より高校生の種別が変更になりました)

| 種別             | 年会費     | 特典  | 種別                      | 年会費             | 特典  |
|----------------|---------|---|-------------------------|-----------------|---|
| ⑤ 大人<br>メインS   | 40,000円 | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>会員証(S席限定)                                       | ⑧ 小中高<br>メインS           | 7,000円          | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>会員証(S席限定)   |
| ⑥ 大人<br>バックA   | 30,000円 | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>会員証(A席限定)                                       | ⑨ 小中高<br>バックA<br>ゴール裏GH | 5,000円          | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>会員証(A・GH席限定)<br><small>GH席:ホームゴール裏サイドスタンド</small> |
| ⑦ 大人<br>ゴール裏GH | 20,000円 | 【ホームゲーム】<br>J1リーグ戦・ナビスコカップ<br>会員証(GH席限定)<br><small>GH席:ホームゴール裏サイドスタンド</small> | ⑩ 協力会員                  | 5,000円<br>(複数可) | 会員証<br>会員先行販売(1枚)当日券を前売価格で販売(1枚)<br>※前売券完売の場合は販売いたしません。                         |

※2006年4月時点で高校を卒業されている方は大人会員となります。※ 会員名を新聞・雑誌等に掲載することもあります。不都合な場合は下記「掲載不可」欄に○を付けてください。  
 ※指定されている座種以外の入場口からの入場はできません。また、入場後の移動もできません。

**クラブサポーター会員特典**  
 ①会員証1枚(カードケース・ストラップ) ②2006 J1 ホームゲーム全試合観戦無料(協力会員除く) ③2006 J1 ホームゲーム開門前・優先入場  
 ④2006 J1 ホームゲームチケット先行販売(1人1枚) ⑤2006 J1 ホームゲームチケット当日券も前売価格で販売(1人1枚)※前売券完売の場合は販売いたしません。  
 ⑥ファンクラブ通信お届け ⑦オフィシャルハンドブック進呈 ⑧サポーター感謝デーご招待 ※今季はクラブサポーター会員限定とさせていただきます。  
 ⑨サポーターズショップにて優遇 ※2006年1月31日までにご入会された方にオリジナルグッズプレゼント!



### お申し込み方法・お問い合わせ先

郵便局、試合会場、VFプラザ、VF事務局でお申し込みください。オフィシャルホームページからもご加入いただけます。

開幕の2週間前を目途に、  
 会員証・チケットをお手元にお届けいたします。

<http://www.ventforet.co.jp>

(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ 055-254-6867

DATA FUEFUKI 人口 72,404人(-101) 男 35,101人(-48) 女 37,303人(-53) 世帯数 25,582世帯(+3)  
 H18.2.1現在 ( )は前月比

発行/2006.3.1 山梨県笛吹市役所 編集/秘書政策室・広聴広報担当  
 所在地/〒406-8510 笛吹市石和町市部777番地 TEL 055-262-4111(代)  
 URL/http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/



この印刷物は、古紙配合率100%再生紙と大豆油インクを使用しております。